

終身にわたるサポートと遺贈寄附の関係①

ここ最近、マスコミ報道等で、終身サポート事業者が身寄りのない高齢者の世話を引き受けるための条件として、亡くなった時に残っている財産の寄附を受けるための死因贈与契約又は遺言作成を持ちかけるということが問題になっています。



もちろん、死因贈与契約や遺贈を内容とする遺言は、本人の真の意思により作成されることが大原則で、終身にわたるサポートを受けるための条件とされることはあってはなりません。しかし、条件とまではいかないまでも、終身サポートを引き受けてもらう契約をする際に「皆さん、ご寄附いただきますよ」「多くの契約者の方が、遺贈をする内容の遺言をご契約と同時に作成されています」というようなことを聞くと、何となくその場の雰囲気ですういった将来の寄附を約束する内容の書類の作成に進んでしまう方が多いようです。これは、子供のいないおひとりさまだからこそ「老後とその先の面倒まで見てもらうのだから、特に財産を残さなければならぬ子供もいないし・・・」という考えから起こりやすい行動でしょう。

今、なぜこの終身サポート事業者への遺贈寄附や死因贈与（いずれも、亡くなった後で残った財産の寄附をする行為）が問題視されているのでしょうか。「なぜ問題視されるのか」という課題と、では「なぜ問題があるのに多くの事業者が遺贈寄附を受けているのか」という課題を明らかにしていく必要があります。

まず、終身サポート事業者への遺贈寄附や死因贈与が問題視される最大の理由は、不適切な利益相反関係の構図を作り出してしまうことです。

亡くなった時に残った財産について寄附を受ける約束になっている事業者が、その本人の存命中の意思決定支援や任意後見人としての財産管理の権限や、亡くなった後の祭祀主宰の権限を有していると、たとえ本人の尊厳を守り希望を実現すると謳っていたとしても、「出来るだけ安い老人ホームに入居してもらおう」「葬儀は安く済まそう」と意図することで、最終的に事業者に遺贈寄附される財産額が多くなることとなります。つまり、本人と事業者との間で金銭面での利害が衝突する構図が生まれ、本人がすでに意思決定ができない状況となれば、事業者だけにその決定権限が委譲されることになるのです。

もちろん、事業者への寄附金額を増やすために本人の尊厳を無視するようなことを実際に行う悪徳事業者はいないと信じてはいますが、そもそもそれが出来てしまう構図を作り出してしまうことそのものが問題だと言えます。そのため、もし本人が「老人ホームでなく出来るだけ自宅で暮らしたい」「葬儀は簡単に済ませたい」と希望していても、事業者がそれを叶えることで「寄附を多く残したいから安く済ませた」と、ありもしない後ろ指をさされる事態にもなりかねません。

次の「なぜ問題があるのに多くの事業者が遺贈寄附を受けているのか」という課題については、次回ご説明いたします。

つづく